

葉山町議会議長 土佐 洋子様

株式会社三嘉を事業者とする有限会社新世工業による下山口茅木
山の大規模な造成工事に関する陳情書

1 陳情の趣旨

下山口茅木山の大規模な樹木伐採（業者は枝払いと主張）と重機による整地
に対して近隣住民は大変危惧しており、なにより進入路の道路幅が3m前後し
かなく生活が脅かされています。葉山町議会におかれましては、まちづくり条
例と同施行規則に基づいて、町が業者に対してきちんと指導するよう後押しを
お願いいたします。

2 理由

本年2月に突如看板が設置され、3月10日頃から突然造成工事が始まりま
した。工事の案内は15m以内の住民にしか配布されておらず〈添付資料1 宅
地造成事業計画のお知らせ〉、それ以外の住民には寝耳に水の出来事でした。
早朝からチェーンソーを使用した樹木を伐る騒音にさらされ、それが数日続き
ました。その結果、斜面の山肌が露わになり、幹のみの木々が立ち並んでいる
有様に住民はあつけにとられました。〈添付資料2 現場写真〉

都市計画課に連絡して現地視察に来てもらったところ、町から業者に対して
樹木の伐採について報告書を提出させるとのことでした。また茅木山は山から
水が出る一帯にあり、今後出水期に向けて土砂災害等の心配が募ります。町も
懸念し指導書を出すとのことです。

特に住民が危惧しているのは道路の問題です。当該造成地への進入路です
が、3m前後の幅しかありません。葉山町まちづくり条例第33条には「事業
者及び工事施行者は、潤いある都市環境を形成するため、次に掲げる事項につ
いて、規則で定める基準に従い、開発事業を行わなければならない。」とあり
ます。また、その第1号に規定する「道路の整備」について、葉山町まちづく
り条例施行規則第27条において、「(1) 事業者は、開発事業により設置し、
又は整備する道路の幅員を次のとおり確保するものとする。」とあり、戸建住
宅の建築を目的とする開発事業では、開発事業区域の面積が500平方メートル
以上1,000平方メートル未満の場合、反対側の道路境界線からの距離は4.5メ
ートル以上と定められています。

葉山町まちづくり条例は葉山町が住民の「豊かな住環境の維持向上を進め
る」ことをその目的としています。そして道路幅は住民の生活を守るために非

常に重要なものです。現在でも3m前後の道路幅では日頃の車や人の出入りに支障があり、災害や緊急時において更なる危険が予想されます。町民が安心して暮らせる環境を守るべく、町が業者に対しまちづくり条例に基づいて、きちんと指導していただくことを要望いたします。

葉山町議会におかれましては、ご理解とご支援を賜りたく、ここに陳情を提出いたします。

令和7年6月2日

